

2 最近のガス・電力分野における事件（過去10年）

件名 措置年月日 関係法条	内 容
<p>大阪瓦斯(株)に対する件 平成31年1月24日警告 第19条(2条9項5号〔優越的地位の濫用〕)</p>	<p>自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益となるように次の行為を行っている疑い。</p> <p>○ 遅くとも平成25年4月以降、大阪ガスブランドのファンヒーターについて、自社の販売目標を基にサービスショップの店舗等ごとの年間の販売目標数量を設定し、当該販売目標数量から当該店舗等の期首在庫を差し引いた台数以上を注文するよう求めるなどして、サービスショップに対し、必要以上に自社から購入させている。</p>
<p>北海道電力(株)に対する件 平成29年6月30日警告 第19条(2条9項2号又は一般指定第3項〔差別対価〕)</p>	<p>北海道電力株式会社は、次の①及び②の行為により、不当に、相手方により差別的な対価をもって取引していた疑い。</p> <p>① 北海道において特別高圧又は高圧で供給する電気に関して、平成28年3月3日、新設の需要家に対しては、当該需要家の利用形態において最も電気料金が安くなることが見込まれる契約種別（最適メニュー）を適用する一方、戻り需要家に対しては、利用形態のいかんにかかわらず、戻り需要であるという理由により、その小売供給契約における供給開始日から1年間、標準約款を適用する方針（基本方針）を決定した。</p> <p>② 基本方針に基づき、平成29年3月までの間に北海道電力株式会社と小売供給契約を締結した全ての戻り需要家に対し標準約款を適用した。これらの戻り需要家のうち産業用の戻り需要家の全て及び業務用の戻り需要家の過半については、従前、最適メニューとしてオプション契約約款を適用していたにもかかわらず、これを認めなかった。このため、少なくとも料金比較の試算が可能であった産業用の戻り需要家の大部分に対し、最適メニューが適用された場合に比して高額な電気料金で電気を供給した。</p>
<p>東京電力(株)に対する件 平成24年6月22日注意 第19条(2条9項5号〔優越的地位の濫用〕)</p>	<p>自由化対象需要家との間で締結している契約上、あらかじめの合意がなければ契約途中での電気料金の引上げを行うことができないにもかかわらず、①一斉に平成24年4月1日以降の使用に係る電気料金の引上げを行うこととする、②当該需要家のうち契約電力が500キロワット未満の需要家に対しては当該需要家から異議の連絡がない場合には電気料金の引上げに合意したとみなすこととして書面により電気料金の引上げの要請を行っていた。</p>